

# 第六次中期経営計画

(令和3年度～令和7年度)

社会福祉法人 三重県厚生事業団

令和3年3月

## はじめに

社会福祉法人三重県厚生事業団（以下「事業団」という。）は、昭和48年に設立し、県立福祉施設の運営を担い、県の福祉政策と一体となって、県民福祉の向上に努めてきています。

これまで、平成28年3月に策定した「第五次中期経営計画」に基づき、自主運営施設である「三重県いなば園」と指定管理施設である「三重県身体障害者総合福祉センター」を運営し、利用者のニーズと適性に応じた良質で多様なサービスの提供に努めるとともに、サービスの提供を安定的・持続的に行えるよう、経営の健全化を進めてきたところです。

地域の福祉ニーズに応えるため、地域の事業所の利用が難しい強度行動障害の方も利用していただける事業所として「スマイルいなば」を平成28年に開設するとともに、グループホーム「こもれびはうす」を平成29年に新築するなど、計画的に施設整備を進めています。あわせて、全国的に福祉人材の確保・定着が課題となる中で、「専任職」の新設や各種手当の増額等の処遇改善に取り組むとともに、障がい者スポーツ推進の牽引役として、令和3年10月開催予定の全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」に向けた取組も進めているところです。

一方で、経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、地域における公益的な取組の実施などを進める社会福祉法人制度改革（社会福祉法の改正）が行われる中、事業団も、公共性・公益性の高い法人として、一層のガバナンスの強化や安定的・持続的な運営のもと、サービスの質の向上や地域社会への貢献を進めていくことが求められています。

また、全国の福祉施設においては、風水害や大規模地震等による被災、相模原市の障害者施設における殺傷事件の発生、新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生などが相次いでおり、福祉施設における安全・安心の確保が喫緊の課題になっています。

このように社会状況が著しく変化し、社会福祉法人に対するニーズも多様化・複雑化する中で、いま一度事業団の存在意義を問い直し、利用者はもとより、県民や地域社会に向けて事業団が果たすべき役割や取組を整理し、それらを着実に実現できるよう、「第六次中期経営計画」を策定しました。

策定にあたっては、全職員の参画を求め、意見を反映するとともに、令和3年度から始まるこの計画を的確に進行管理できるようマネジメントの仕組みの改善にも取り組んでいるところです。

事業団は、本計画に基づき、職員一丸となって、関係機関・団体等と相互に連携を図りながら、さらに質の高い障がい者支援を実施するとともに、地域の福祉の向上に貢献していきたいと考えていますので、利用者様やご家族、地域をはじめとする多くの皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和3年3月

社会福祉法人三重県厚生事業団  
理事長 井戸畑 真之

## 目 次

第1章 「第六次中期経営計画」の策定にあたって	1
1 事業団を取り巻く状況の変化	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
第2章 事業団の現状と課題	5
第五次中期経営計画の成果と残された課題	5
第3章 基本理念と経営方針	13
第4章 経営目標	14
【経営目標Ⅰ】障がい者の人権擁護と自立支援	15
【経営目標Ⅱ】利用者に選ばれる質の高いサービスの提供	16
【経営目標Ⅲ】地域社会への貢献	18
【経営目標Ⅳ】経営基盤の安定	20
【経営目標Ⅴ】運営体制と人材育成の強化	21
第5章 いなば園及び身障センターの経営	23
1 いなば園の経営	23
2 身障センターの経営	27
第6章 第六次中期経営計画の実現に向けて	31
1 中期経営計画の進行管理	32
2 中期経営計画の推進体制	31
3 令和3年度組織図	33
これまでの中期経営計画とその時代をふりかえって	34
SDGsを通じた社会貢献	36
中期経営計画（収支）	別紙

## 第1章 「第六次中期経営計画」の策定にあたって

### 1 事業団を取り巻く状況の変化

社会福祉基礎構造改革等、事業団を取り巻く環境が大きく変化する中、第五次中期経営計画の期間であった平成28年度から令和2年度にかけては、次のような非常に大きな出来事がありました。

- (1) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行  
「私たちを抜きにして、私たちのことを決めないでください」に象徴される、全世界で高まった障がいのある方々の声が、国連総会での「障害者の権利に関する条約」採択（平成18年12月）へとつながり、日本でも同条約の締結に向け障害者差別解消法が平成25年6月に公布され、平成28年4月1日に施行されました。

三重県においても、共生社会の実現に向け、平成29年4月に「三重県手話言語条例」、平成31年4月に「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」がそれぞれ施行されるとともに、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」において「今後も、（中略）障がいを理由とする差別や障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図っていく必要があります」としています。

（事業団における取組状況と今後の取組方向）

- ・人権研修や権利擁護研修を実施してきていますが、全職員が人権や権利擁護・虐待防止に対する意識をさらに高め、障がい者が自らの選択に基づき、地域において自立し社会参加できるよう支援します。
- ・県民の障がいに対する理解促進について先導的な役割を担います。

- (2) 三重とこわか大会の開催決定と障がい者スポーツの機運の高まり

令和3年の第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」の開催が平成28年に内定し30年に決定した他、平成28年開催のリオパラリンピックでの三重県選手の活躍、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた水泳やボッチャ等の日本代表選手の県内での強化合宿の実施、海外チームのキャンプ地誘致、三重とこわか大会に向けた選手・団体の育成・強化、指導員や審判員の育成、平成30年の国内で初めてのボッチャ国際大会の伊勢市での開催等、県内でかつてないほど障がい者スポーツの機運が高まりました。

(事業団における取組状況と今後の取組方向)

- 三重とこわか大会が三重県選手や県民にとってかけがえのない体験となるよう、大会の成功に向けた県を挙げての取組に、これからも積極的に参画していきます。
- 三重とこわか大会の成果や、これまで三重県の障がい者スポーツを事業団が主導してきた経験を生かして、障がい者スポーツの一層の普及と振興を図ることにより、障がい者の自立と社会参加のさらなる促進につなげます。

### (3) 社会福祉法人制度改革の実施

社会福祉法等の改正により、平成28年4月以降、社会福祉法人制度改革が行われ、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務等が規定され、社会福祉法人には社会からの期待に応えていくことが求められています。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた「地域共生社会の実現」に向け、平成29年9月にまとめられた「地域力強化検討委員会最終とりまとめ」において、社会福祉法人には、その専門性と地域における信頼感、存在感を生かし、公益的な取組も活用しながら、「我が事・丸ごと」の地域づくりに取り組むことが求められています。

(事業団における取組状況と今後の取組方向)

- 評議員会、理事会等制度に基づいた法人運営を行う他、自主的に外部監査を受審しており、今後も経営情報や活動状況に係る情報の公表等、事業運営の透明性の向上を図ります。また、利用者や地域社会の信頼をより高めるため、事業団全体のコンプライアンス強化・向上にも取り組みます。
- 地域における公益的な取組として、障がい者スポーツの推進、音楽療法講師の派遣、地域のお他機関とのネットワークの構築等を行ってきましたが、さらに特徴のある事業を計画的に展開していきます。

### (4) 相模原障害者施設殺傷事件の発生

平成28年7月26日に神奈川県相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」に刃物を持った男（元職員）が侵入し、入所者等を襲い、19人が死亡、26人がけがを負うという、極めて凄惨な事件が発生しました。この事件から、社会福祉法人の活動は、「施設の防犯」と「開かれた施設」のあり方、支援のあり方、職員の採用・育成のあり方、障がい者差別問題等、多岐にわたる問題・課題を抱えながら行われていると改めて認識させられました。

(事業団における取組状況と今後の取組方向)

- ・防犯カメラの増設と録画機能の整備、さすまたの配置、防犯訓練・研修の実施、「不審者に対する危機管理マニュアル」の策定、110番通報ボタンの設置等を行っており、職場の防犯意識の醸成を継続します。
- ・障がい者への差別を100%「NO」と言える組織づくりを行うとともに、障がい者に対する県民の理解を促進する等、障がい者差別解消に取り組みます。

#### (5) 新型コロナウイルスの感染拡大

三重県における新型コロナウイルス感染者は、令和2年1月30日に確認されて以来、令和3年2月末現在で述べ2,528人確認されています。また、県内外の福祉施設で集団感染が発生しており、感染対策の徹底が強く求められています。罹患者や関係者への差別・偏見事例も社会問題となっています。

(事業団における取組状況と今後の取組方向)

- ・利用者、職員等の感染防止に最善を尽くしており、感染者は生じていません。今後は自治体や他法人等の動向をみながら、万が一感染者が確認された場合の対応を定める等の対策とともに、職員の人権意識の醸成を図ります。

(1)～(5)の他にも、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」で掲げられている「障がい者の自立と共生」「児童虐待の防止と社会的養育の推進」「人権が尊重される社会づくり」「あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進」「特別支援教育の推進」「地域スポーツと障がい者スポーツの推進」「多様な働き方の推進」等の施策は、事業団の事業に関連するものです。

このような様々な背景を踏まえ、法人全体、三重県いなば園（以下「いなば園」という。）及び三重県身体障害者総合福祉センター（以下「身障センター」という。）の運営を考えていきます。

## 2 計画の位置づけ

この第六次中期経営計画により、事業団の全職員が事業団の理念・精神を再確認し、今後の目指す姿や方向性を共有し、利用者やご家族、地域社会、関係機関等に対して提示することで、社会福祉法人としての責務を果たしていきます。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、事業団が身障センターの第4期5年間の指定管理者となっている令和3年度から令和7年度までの5か年間とします。

#### 第六次中期経営計画の策定過程

##### 令和2年

- 4月 常勤理事による「経営会議」で策定スケジュールを確認  
いなば園、身障センター、法人本部（事務局）から担当者を選出することを決定
- 6月 経営会議で上記を再確認
- 7月10日 担当者会議を実施
- 7月 第五次中期経営計画の基本目標に対する現状、課題について、管理職を対象に意見を募集（8月21日締切）
- 8月28日 担当者会議を実施、素案作成に着手
- 9月25日 担当者会議を実施
- 11月17日 経営会議において素案を取りまとめ
- 11月19日／25日 素案についての職員説明会を実施し、意見を募集（12月10日締切）  
説明会に参加できなかった職員向けに説明動画を作成
- 12月 中間案作成に着手、以後経営会議等で推敲
- 12月23日 経営会議において中間案を取りまとめ

##### 令和3年

- 1月12日 中間案及び中間案概要版を作成、意見対応結果を職員に公表
- 1月15日 中間案についての職員向け説明動画を作成し、  
質問・意見を募集（2月12日締切）
- 2月 最終案作成に着手
- 3月 4日 経営会議において最終案を取りまとめ
- 3月23日 理事会に上程、承認

## 第2章 事業団の現状と課題

### 第五次中期経営計画の成果と残された課題

平成28年度から5か年間の第五次中期経営計画の基本目標に対する成果と残された課題は次のとおりです。

なお、計画に掲げた取組は概ね順調に進めることができましたが、最終年度である令和2年度は、新型コロナウイルスの感染防止のため、その対策に取り組む一方、一部の事業で中止あるいは規模縮小せざるを得なくなりました。

#### 基本目標（1）利用者には選ばれる質の高いサービスの提供

**ア 個別支援計画に基づき、一人ひとりのニーズに応じた、人権を尊重する良質なサービスを提供します。**

#### 成果

- ・権利擁護研修、人権研修を実施する他、採用後6か月研修にサービス提供に関する内容を取り入れています。
- ・個別支援計画（介護保険の居宅サービス計画等も含む。）をニーズに応じて適正に作成しています。

#### 残された課題

- ・さらに人権意識を醸成するために、研修内容や受講体制を工夫していく必要があります。
- ・個別支援計画について、利用者一人ひとりのニーズに応じて、より適切なサービスを提供していくためには、職員間で計画の共有や支援方法の統一を徹底していく必要があります。
- ・特定計画相談においては、希望する方に迅速にサービスが行き届くよう、相談支援体制と業務の充実が必要です。

#### 基本目標（1）利用者には選ばれる質の高いサービスの提供

**イ 施設設備を見直し、利用者の方に快適な支援環境を整備します。**

#### 成果

- ・いなば園では、スマイルいなば（短期入所・生活介護）の開設、作業棟の改築、こもれびはうす（共同生活援助）の新築、訓練棟の改築の他、もみのき寮やかしのき寮の浴室の改修、シェルターの延長等、計画的に施設整備を行いました。



- ・身障センタートイレ洋式化改修工事を事業団の社会福祉充実計画に盛り込み、事業団の予算で実施しました。

### 残された課題

- ・福祉施設において、防犯や感染症対策等の課題が注目される中、安全・安心な施設整備と運営が必要です。
- ・いなば園では、利用者の高齢化や重度化の現状と、今後の状況を見据えて、施設設備や環境を見直していく必要があります。また、園内の利用者や在宅生活の方からグループホーム移行のニーズがあります。
- ・身障センターは昭和60年4月1日に開設され（運動施設及び宿泊施設は昭和61年度開設、障害者支援施設は平成5年度開設）、令和3年3月末時点で36年経過しており、施設の老朽化に対応していく必要があります。
- ・身障センターでは、導入している業務ソフトが有する全ての機能の利用には至っていません。介護ロボットを導入していますが、利用者の要望等により活用を見合わせる必要があります。

<b>基本目標（1）利用者には選ばれる質の高いサービスの提供</b>
------------------------------------

<b>ウ 職員の各種資格の取得を奨励し質の高いサービスを提供します。</b>
----------------------------------------

### 成果

- ・社会福祉士・精神保健福祉士には10万円、介護福祉士には5万円の奨励金を支給する他、試験やスクーリングの日に特別休暇を付与する等の各種資格取得の支援を行っており、当該3資格のいずれかの資格を持つ事業団常勤職員は令和2年度現在80名（平成28年度から令和2年度当初までの新規取得者数31名）に上っています。

### 残された課題

- ・さらに有資格者が増えるよう引き続き資格取得を奨励する必要があります。また、特色あるサービスにつながる資格の取得を促進する必要があります。

<b>基本目標（1）利用者には選ばれる質の高いサービスの提供</b>
------------------------------------

<b>エ みえ福祉第三者評価を受審し、常に業務改善に取り組みます。</b>
---------------------------------------

### 成果

- ・いなば園すぎのき寮、もみのき寮、くすのき寮、ドリームハウス、工房いなばが受審し、業務改善に取り組みました。
- ・身障センターは受審していませんが、毎年、三重県による指定管理業務実施状況の確認、評価を受けるとともに、障害者支援施設では、適正に指定管理業務を遂行するために、みえ福祉第三者評価の受審に換えて毎年自己評価を実施しています。

## 残された課題

- ・いなば園では、利用者支援の充実のため、指摘事項を園全体で共有し、生かしていく必要があります。
- ・身障センターでは、利用者支援の充実のため、さらに自己評価を機能させ、抽出した課題を改善する必要があります。

### 基本目標（２）地域社会への貢献

**ア 地域の要請に応え、知識技術を集積した職員を講師、審査員等として派遣します。**

## 成果

- ・三重県障害者自立支援協議会の委員、津市・松阪市・桑名市・鈴鹿市・亀山市・三重郡の障害支援区分認定審査会の委員に就任している他、教育機関、地域の障がい者スポーツ教室等に職員を派遣しています。

## 残された課題

- ・関係機関からの要請に応えていますが、事業団から積極的に提案し職員を派遣することはほとんどありませんでした。また、県全体の福祉の増進に寄与するには至っていません。

### 基本目標（２）地域社会への貢献

**イ 福祉系教育機関等の単位実習やボランティアを積極的に受け入れ、福祉人材の養成に努めます。**

## 成果

- ・地域社会への貢献の一環として、各大学・専門学校からの要請に応え、多くの実習生を受け入れました。障害者支援施設での訓練、障がい者スポーツ大会や障がい者スポーツ教室に多くのボランティアに参加していただきました。

## 残された課題

- ・実習生の受け入れは社会的意義が大きく、引き続き積極的に受け入れを行う必要があります。また、ボランティアについて、障がい者スポーツの分野ではこれまで以上に多くの参加を得ることが必要となります。県民の障がいに対する理解をさらに促進するためには、スポーツ分野以外でもボランティアを積極的に受け入れていく必要があります。
- ・小中高校における福祉教育に協力していく必要があります。

**基本目標（２）地域社会への貢献****ウ 地域の障害福祉ニーズを把握し、的確な福祉事業活動を行います。****成果**

- いなば園では、平成28年度に生活介護と短期入所を行うスマイルいなばを開設し、地域の事業所の利用が難しい強度行動障害の方も利用いただける事業所として定着しています。
- 身障センターでは、厚生労働省による高次脳機能障害支援モデル事業が開始された平成13年度から参画しており、現在も「高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業」において、三重県の中心的役割を継続して担っています。
- 東京パラリンピックや三重とこわか大会に向けて障がい者スポーツが注目され、機運が高まってきている中、障がい者スポーツ大会、ふれあいスポレク祭や障がい者スポーツ教室等を開催しました。

**残された課題**

- 特別支援学校卒業後の一人暮らし前段階の中軽度知的障がいの方、集団での環境への適応が難しい重度知的障がいの方を支援するグループホームが必要です。
- 中勢圏域に児童の計画相談を積極的に行う事業所が少なく、相談希望者が増加に対応できていません。
- 地域共生社会の実現に向けての新たな役割を担うため、事業団の専門性や特色を生かした貢献策を模索する必要があります。
- 三重とこわか大会を契機に、障がい者スポーツをさらに推進していく必要があります。

**基本目標（２）地域社会への貢献****エ 地域行事に積極的に参加するなど交流をすすめ、地域に密着した福祉活動を行います。****成果**

- いなば園では、園内行事に地域の方に参加いただいたり、利用者や職員が地域の季節行事に参加した他、地元の小学校や幼稚園と計画的に交流を行いました。
- 身障センターは地域にある施設として、20年以上にわたり一身田寺内町祭りに参加してきました。
- 大規模地震等の非常災害発生時には、いなば園の4寮は福祉避難所として、身障センター駐車場は一時避難所として、それぞれ津市の指定を受けています。

**残された課題**

- いなば園では、現在の園行事・交流事業から、さらに地域へ浸透していくためにも、地域と関わる、より多くの機会を得て地域貢献を行っていく必要があります。
- 身障センターは、機能訓練を行う県内唯一の事業所である等、特色ある事業を行っていることが、地域に広く認知されているとは言えません。

<b>基本目標（3）経営基盤の安定</b>
-----------------------

<b>ア 収支の均衡がとれた、将来を見通した自立経営を行います。</b>
--------------------------------------

**成果**

- ・ 経理担当職員の資格取得等のための研鑽、税理士法人による経理事務支援及び決算事務支援、外部監査の受審等により適正な財務管理に努めるとともに、経営分析等により経営状況を把握しています。また、いなば園施設再整備資金積立計画による計画的な資金積立、資金運用方針による適正な資金運用を行っています。これらにより、事業団としては毎年度順調な経営となっています。
- ・ 評議員会、理事会の運営、社会福祉充実計画の策定、決算書類等の備え置き、財務諸表等入力シート（現況報告書）の開示等、社会福祉法人制度改革による経営の透明化、ガバナンス強化に適正に対応しています。

**残された課題**

- ・ いなば園では、施設入所の収入に頼った運営となっています。今後は国の福祉施策や動向から地域福祉サービス充実に向けた報酬改定が想定されるため、法人として施設入所以外のサービスでも安定した収入が得られるよう、選ばれるサービスを提供し、利用者増に努める必要があります。
- ・ 身障センターは平成28年度から赤字が続いていますが、障害者支援施設は事業の一部が介護保険サービスと競合していることから、今後も厳しい状況が続くと思われます。

<b>基本目標（3）経営基盤の安定</b>
-----------------------

<b>イ 職員一人ひとりが施設の役割を認識し、経営参画意識を醸成します。</b>
------------------------------------------

**成果**

- ・ 経営参画意識の醸成を図るため、マネジメントシートにより業績評価を実施したり、事務局研修（新入職員研修、中堅職員研修、昇格時研修）の内容に経営情報を取り入れている他、職員対象の決算説明会を開催しています。

**残された課題**

- ・ 多くの職員はマネジメントシートを意識する機会が少なく、経営方針を組織全体に浸透できていません。また、研修において経営情報を発信していますが、経営参画意識は一部の職員にしか醸成できていません。

**基本目標（3）経営基盤の安定**

**ウ 経営戦略や事業運営を適切に見直し、経営機能を強化します。**

**成果**

- いなば園では、入所部門は満床に近い状態を維持し、通所部門についても、令和元年度から全ての事業所において制度内の最大日数の開所を行うなど、安定経営に努めています。
- 身障センターでは、障害者支援施設において利用希望の多い自立訓練（機能訓練）の定員を増やしました。また、ニーズのある方が長期間サービス利用できるよう、各日中活動の対象障がいを統一し、自立訓練（機能訓練）を1年半利用した後、引き続き自立訓練（生活訓練）を利用できるようにしました。また、制度の範囲内で土日祝日の一部でサービスを実施し、収入の増加を図りました。

**残された課題**

- PDCAサイクルの展開は、個別支援計画（居宅サービス計画）作成や事務作業も含め日常的な業務に及びますが、多くの職員が常に改善に向けて取り組んでいるか十分な検証はなされていません。法人全体から各職場・個々の職員に至るまで、PDCAサイクルの考え方を取り入れていく必要があります。

**基本目標（4）組織の活性化**

**ア 計画的な職員研修による知識技術の習得をはかり、法人経営の核となる人材の養成に努めます。**

**成果**

- 平成29年に定めた人材育成ビジョンに基づき、「新入職員研修」「採用後6か月研修」「中堅職員研修」「昇格時研修」「課題別研修」「決算説明会」「人権研修」を行うとともに、各施設の研修委員会で企画した研修会を行っています。
- いなば園では外部に向けた「支援研究発表」を開催し、人材育成を図っています。
- 身障センターでは平成28年度に研修委員会を立ち上げて研修の計画と実施に取り組み、令和2年度は6回の研修を行い、内容も充実してきました。

**残された課題**

- 病休者や離職者が生じている他、この5年間で管理職の降任が4名に上り、特定の職員への過度な業務負担も懸念されます。管理職がマネジメント力を発揮できる仕組みを構築するとともに、管理職候補となるリーダー層を育成する必要があります。
- 身障センターにおいても、研究発表等活動を発信し、職員の能力開発を促進する必要があります。

**基本目標（４）組織の活性化****イ 適切な人事考課を実施し、職員の資質向上をはかります。****成果**

- ・平成24年度に本格導入した人事考課をこの5年間も実施しました。この取組は処遇改善費加算に反映されており、職員に還元することができました。

**残された課題**

- ・人事考課制度自体に否定的な意見がみられ、一部の職員が適切に評価してもらえていないと感じています。一方、多くの部下と業務を抱える管理職には負担感が生じています。
- ・個人面談による対話を十分に行うことで、人材育成につなげていく必要があります。

**基本目標（４）組織の活性化****ウ 職員の定着や士気向上をはかるため、適切な処遇改善に努めます。****成果**

- ・平成29年度に資格手当、管理職手当、夜間勤務手当、専任職の賞与、専任職・専門員の経験給の増額を行い、令和2年度からは専任職に扶養手当を支給しています。また、福祉・介護職員等特定処遇改善加算による一時金・手当の相当額を加算対象サービス従事者以外にも、事業団財源により支給する処遇改善も実施しました。
- ・改正労働基準法の施行に先立って、平成31年1月から年次休暇5日取得を義務化し、平均取得日数が6.1日（平成30年度）から9.5日（令和元年度）へと増加しました。
- ・職員の安全と健康確保の観点から、平成29年度からストレスチェックを実施しています。また、身障センター・いなば園ともにハラスメント研修を行いました。

**残された課題**

- ・職員の負担軽減等、働きやすい職場づくりや、広報活動の充実・強化や研究発表の促進等による、福祉の魅力発信や、職員が事業団で働く誇りとやりがいを感じるここのできる仕組みづくりが必要です。
- ・メンタルヘルスの向上やハラスメント防止のための取組の継続、発展が必要です。

**基本目標（４）組織の活性化****エ 計画的な職員採用を行い、サービスの安定供給を確保します。****成果**

- ・新たに一般職募集のパンフレットを作成した他、試験日前に送迎バスを配しての職場見学会を実施し、試験後は内定者向け説明会を実施する等、きめ細やかな採用活動を行いました。

- 一般職採用者は、公募による採用と、専任職及び専門員からの登用を合わせて平成28年度は17名、29年度は12名、30年度は7名、令和元年度は15名、2年度は13名でした。

### **残された課題**

- 令和3年4月1日採用（予定）の一般職受験申込者41名のうち20歳台以下は13名、新卒者は5名であり、若年者への採用PRが必要です。
- 少子高齢化の進展により、福祉業界の人手不足が一層深刻となることが懸念されています。

## 第3章 基本理念と経営方針

第1章の事業団を取り巻く状況及び第2章の残された課題を踏まえ、次の基本理念のもと4つの経営方針を掲げ、法人経営に取り組んでいきます。

### 三重県厚生事業団 基本理念

一人ひとりの意向を尊重し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その支援に向けた良質で多様なサービスを提供するとともに、県民の高い信頼を得る中で、全ての人々が障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に貢献します。

### 三重県厚生事業団 経営方針

**【経営方針Ⅰ】** 障がい者が、個人の尊厳を保持しつつ自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援します。

**【経営方針Ⅱ】** 利用者一人ひとりのニーズと適性に応じた良質で多様なサービスを提供します。

**【経営方針Ⅲ】** 地域の福祉ニーズに応えるため、専門性や資源を生かした地域における公益的な活動に取り組みます。

**【経営方針Ⅳ】** サービスの提供を的確かつ持続的に行っていくため、信頼される経営基盤と運営体制の安定・強化を図ります。



## 第4章 経営目標

「経営方針」に基づき、計画期間中の5年間に事業団が目指す目標として、5つの「経営目標」を掲げ、達成のための取組を進めます。

### 三重県厚生事業団 経営目標

#### 【経営目標Ⅰ】障がい者の人権擁護と自立支援

利用者一人ひとりの人権を最優先し、その能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、支援します。

県民の障がいに対する正しい理解を促進し、障がい者差別の解消に貢献します。

#### 【経営目標Ⅱ】利用者に選ばれる質の高いサービスの提供

利用者の立場に立って、良質で安全・安心なサービスを提供します。

サービスの質の向上に向け、サービスの担い手である職員の質の向上や安全かつ快適な生活環境・利用環境の整備を進めます。

#### 【経営目標Ⅲ】地域社会への貢献

地域の多様な福祉ニーズを把握し、関係機関・団体等との連携・協働を図り、公益的な取組を推進します。

県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者スポーツを推進します。

地域から信頼と協力を得られるよう、コンプライアンスの強化・向上を進めます。

#### 【経営目標Ⅳ】経営基盤の安定

サービスの向上と持続的な経営が可能となるよう、適正な収益を確保し、安定的な財務基盤を確立します。

経営の透明性を向上させるため、経営状況や財務状況を積極的に公表します。適時適切に取組の評価を実施し、より効果的・効率的な経営を展開します。

#### 【経営目標Ⅴ】運営体制と人材育成の強化

人材育成方針に基づき、職員一人ひとりの意欲と能力を引き出し、さらなる育成を進めます。

採用、能力開発、評価、異動・配置を総合的に運用できる人材マネジメントを構築します。

職員の意見を聴きながら、働きやすく、働きがいのある職場づくりを進めます。

## 【経営目標Ⅰ】障がい者の人権擁護と自立支援

## 【取組Ⅰ-1】人権を尊重する良質なサービス提供

**法人全体**

- すべての職員が人権意識を高められるよう、人権や権利擁護、虐待防止をテーマにした研修を計画的に実施します。
- 利用者支援業務マニュアルのチェックポイントの職員会議での適時確認、権利擁護・虐待防止アンケートの実施等により、虐待を発生させない環境づくり、利用者のプライバシーを尊重した支援を行います。

**いなば園**

- 管理職で構成されたいなば園虐待防止委員会、職員で構成された権利擁護・虐待防止委員会を定期的を開催し、権利侵害や虐待防止について検討し、全職員に周知を図ります。
- 新任職員には採用時にプライバシー保護や権利擁護について研修を行う他、職員が自らの支援を振り返るツールとしての支援チェックリストの活用、権利擁護アンケートの実施、結果分析、未達成項目の改善に向けての取組を行います。
- すべての職員に人権、権利擁護等の研修を実施するなど、学ぶ機会をもちます。

**身障センター**

- 各職員は、人権に関する研修を年1回以上受講するとともに、人権に関する取組の成果や課題を上司と共有します。

## 【経営目標Ⅰ】障がい者の人権擁護と自立支援

## 【取組Ⅰ-2】利用者の自立支援

**法人全体**

- 利用者ニーズを個別支援計画に適正に反映し、生活支援員が計画を意識し生活支援や就労支援を行います。

**いなば園**

- 他事業や関係機関と連携した年齢や発達に応じたライフステージの提供を行い、通所事業のあり方検討を進め、利用者一人ひとりの個性や意向に沿った自立支援を推進します。
- 相談支援事業所として、関係機関と連携して利用者ニーズに応え、ご本人の望む暮らしの実現を目指します。

**身障センター**

- 通過型訓練施設及び地域の拠点施設として、自立支援に向けた個別支援計画（居宅サービス計画）を作成し、利用者本位の生活支援及び就労支援を実施します。

**【経営目標Ⅰ】 障がい者の人権擁護と自立支援****【取組Ⅰ-3】 障がい者差別の解消****法人全体**

- ・障がいに関する知識や施設の活動、障がい者スポーツ等についての情報発信を通じて、県民の障がいに対する正しい理解の促進に努めます。

**いなば園**

- ・地域との交流や利用者の園外活動支援等を通じて、県民の障がいに対する理解を促進します。

**身障センター**

- ・県民に対して、障がいに対する理解を深めることを目的とした広報や研修等を行います。

**【経営目標Ⅱ】 利用者には選ばれる質の高いサービスの提供****【取組Ⅱ-1】 サービスの質の向上****法人全体**

- ・毎年度利用者アンケートを各施設で実施し、対応策を講じることで、利用者満足度を向上させます。
- ・より専門性の高い、特色のあるサービス提供のため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、障がい者スポーツ指導員等の資格を有する職員の確保と配置を検討していきます。

**いなば園**

- ・いなば園診療所を含めた多職種による連携を深め、多角的に分析評価を行い、より良いサービスに向け検討していきます。また、支援研究発表や論文発表を継続的に外部に発信することで、支援を客観的に振り返りサービスの質の向上を図ります。

**身障センター**

- ・各職員はサービスの質の向上に取り組み、その成果や課題を上司と共有します。
- ・高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業を受託し、相談支援機関として三重県の中心的役割を継続するとともに、培った支援ノウハウなどを相談支援や障害者支援施設での訓練・支援に生かし、その取り組みを外部に発信します。

## 【経営目標Ⅱ】 利用者には選ばれる質の高いサービスの提供

## 【取組Ⅱ-2】 職員の資質向上

**法人全体**

- ・人材育成ビジョンに基づき、新たな資格や上位級の資格の取得を奨励するとともに、業務遂行に必要な研修への参加やOJTの実施を促し、より高度で専門的なサービスを提供できる職員を育成します。

**いなば園**

- ・新入職員には、月1回の研修を定期的で開催し、1年間で、職員としての基本的な知識・技術を習得させます。他の職員についても定期的な分野別研修、専門研修を実施します。
- ・支援研究の成果をまとめ、外部に発信していく研修を継続して行います。

**身障センター**

- ・関係機関との連携及び所内での多職種連携を通じて職員の資質向上を図るとともに、エビデンスに基づいた先駆的なリハビリテーションを実施します。
- ・研究発表により、人材育成・能力開発を図ります。

## 【経営目標Ⅱ】 利用者には選ばれる質の高いサービスの提供

## 【取組Ⅱ-3】 施設設備の見直し

**法人全体**

- ・業務ソフトの機能を把握し、活用の幅を広げるため、既存の業務ソフトを見直すプロジェクトを立ち上げ、個別支援計画と日々のケース記録との連動を含め業務の効率化を検討していきます。
- ・介護ロボットの習熟度を高め、利用者に安心していただけるよう努めます。その上で、サービスの一層の向上、業務の効率化、労働負荷の低減等を進めるためICT化やロボット技術の導入等を進めます。

**いなば園**

- ・利用者の状態や新たな社会ニーズに対応した施設整備を社会福祉充実計画や再整備計画に基づき進めます。
- ・利用者ニーズの高まりに応じ、地域住民の理解や協力が得られるように働きかけ、新たなグループホームの新築につなげていきます。

**身障センター**

- ・利用者の安全・安心な施設利用のため、修繕や環境整備を適切に実施するとともに、大規模修繕を三重県へ要望します。

<b>【経営目標Ⅱ】 利用者には選ばれる質の高いサービスの提供</b>
-------------------------------------

<b>【取組Ⅱ-4】 安全・安心な施設運営</b>
---------------------------

**法人全体**

- ・施設を運営するうえで、利用者の安全確保・事故防止を最優先し、施設・設備の管理・点検を的確に行うとともに、対策委員会等により、全職員共通の意識となるようマニュアルの改訂や活用、研修を実施します。また、必要に応じて、地域住民や関係機関との協力・連携により、防災、防犯、感染症対策等の安全対策を強化します。
- ・災害時等、緊急時においても施設機能を早急に回復させ事業が継続できるよう策定した事業継続計画に沿って、利用者の安全・安心な生活を支えます。
- ・不審者侵入に対しては、定期的な防犯訓練の実施、「不審者に対する危機管理マニュアル」の必要に応じた改訂及び周知等により職員の防犯意識の啓発に努め、防犯カメラ等の設備運用と合わせ利用者の安全確保に取り組みます。
- ・各施設の安全対策委員会、リスクマネジメント委員会、事故対策委員会等で事故防止策やヒヤリハット事例を共有します。
- ・職員の意識の徹底や利用者の理解を求めながら、新型コロナウイルス等の感染症対策を適切に行います。
- ・特に新型コロナウイルス等の感染症対策としての事業継続計画を策定し、緊急時に対応できる体制を確保します。

<b>【経営目標Ⅲ】 地域社会への貢献</b>
-------------------------

<b>【取組Ⅲ-1】 共生社会づくりへの参画</b>
----------------------------

**法人全体**

- ・地域共生社会の実現に向けて、事業団の専門性や特色を生かした公益的な取組を実施します。
- ・地域の要請やアウトリーチにより、専門的な知識や技術を有する職員を講師や審査員等として派遣します。また、専門的な支援やアセスメント力を他の事業所に発信します。
- ・教育機関等の単位実習やボランティアを積極的に受け入れ、幅広い福祉人材の発掘・養成に努めます。
- ・小中高校における福祉教育に協力し、福祉の魅力を発信し、地域共生社会の担い手の育成に寄与します。

**いなば園**

- ・相談支援事業所の組織及び人員体制を見直し、地域で信頼される事業所として、希望される方が迅速にサービス利用につなげられるよう相談受入れ数の増加を図ります。
- ・地域の障がい児等支援体制機能強化事業等、地域から望まれる事業を行っていき

ます。

### 身障センター

- ・高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業と関連した、家族会の活動に対する支援を拡充します。
- ・DWAT(災害派遣福祉チーム)及び感染症発生時の協定に基づいて職員を登録し、災害時等に職員を派遣します。

## 【経営目標Ⅲ】地域社会への貢献

### 【取組Ⅲ-2】障がい者スポーツの推進

#### 法人全体

- ・三重とこわか大会の成功に向け、県を挙げての障がい者スポーツの取組に積極的に参画します。
- ・大会後も引き続き障がい者スポーツ大会やふれあいスポレク祭等を開催するとともに、大会の成果を生かして、障がい者スポーツへの関心をさらに高め、普及と振興を図ることにより、障がい者の自立と社会参加を促進し、地域の活性化につなげます。
- ・大会後の障がい者スポーツ振興の仕組みづくりについて、三重県をはじめとする関係機関と検討します。
- ・障がい者スポーツイベント等の開催に際しては、感染症対策等を徹底し、安全・安心な運営に万全を期します。
- ・障がい者スポーツの裾野の拡大を図るため、ボランティアを積極的に受け入れていきます。

## 【経営目標Ⅲ】地域社会への貢献

### 【取組Ⅲ-3】地域との交流

#### いなば園

- ・地域行事に積極的に参加する等交流を進める他、榊原の地域振興を考える会に参画し、榊原町振興の検討委員として地元住民とともに地域活性化の実現を目指します。
- ・園内行事への地元住民の招待や近隣の幼稚園、学校等と交流会を行います。見学者を積極的に受け入れ、「開かれた施設」となるよう地域住民が施設を利用いただけるよう広報を充実させます。

#### 身障センター

- ・広報誌の発行、研究発表等により、施設及び実施している事業について地域に発信します。
- ・ふれあいスポレク祭や障がい者スポーツフェスティバル、地域の障がい者スポーツ教室等により、障がい者スポーツを通じた地域における交流の場づくりを行い

ます。

- ・運動施設の貸出、施設見学の受入れを積極的に行います。

### 【経営目標Ⅲ】 地域社会への貢献

#### 【取組Ⅲ-4】 コンプライアンスの推進

#### 法人全体

- ・公益性の高い法人として、また、社会の一員として、役員及び職員が法令順守はもとより、社会規範を尊重し、社会的良心を持って行動するよう、コンプライアンスに対する高い意識が重要です。このため、役員及び職員が常にコンプライアンスを意識し、行動できるよう、現行の「職員行動指針」を見直すとともに、研修の実施、体制の強化、第三者評価などの取組を進めます。
- ・重大事故や不祥事は、県民や利用者からの信頼を損ね、法人の経営基盤を揺るがしうることを十分に認識し、その発生未然防止に取り組めます。
- ・福祉分野にとどまらず、国や県が推進する施策や、SDGs（持続可能な開発目標）などの世界共通の新たな価値観にも目を向け、社会的責任の遂行に努めます。

#### いなば園

- ・みえ福祉第三者評価を受審し、指摘のあった事項を園全体の共通課題と認識して、改善スケジュールに添って達成時期を意識しながら取り組んでいきます。

#### 身障センター

- ・みえ福祉第三者評価をツールとして自己評価を継続し、業務改善に努めます。

### 【経営目標Ⅳ】 経営基盤の安定

#### 【取組Ⅳ-1】 収支均衡のとれた自立経営

#### 法人全体

- ・経営分析等により経営状況を把握するとともに、業務の効率化を推進し、経費の軽減、費用対効果の向上に努めます。

#### いなば園

- ・障害者福祉制度の動向や地域社会におけるニーズを把握し、施設入所以外の福祉サービス事業の運営基盤の安定を視野に入れ、取り組めます。

#### 身障センター

- ・事業団固有の強み（リハビリテーション、高次脳機能障がい者支援、障がい者スポーツ等）を生かして、事業団が一丸となって指定管理者として成果目標達成に取り組めます。

**【経営目標Ⅳ】 経営基盤の安定****【取組Ⅳ-2】 経営の透明性の確保****法人全体**

- ・定款、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員報酬基準等の情報を積極的に公表し、適正な法人運営を担保するとともに、県民への説明責任を果たします。
- ・経理の適正執行について顧問税理士による定期的なチェック及び外部監査を受審し、透明性の確保について取り組みます。

**いなば園**

- ・サービスの利用を希望する方が数あるサービスの中から安心して当施設のサービスを選択できるよう、福祉医療機構の事業所情報「ワムネット」やホームページにて積極的に情報掲載をしていきます。

**身障センター**

- ・サービスの利用希望者が数あるサービスの中から安心して当施設のサービスを選択できるよう、法人の経営情報を積極的に公開します。

**【経営目標Ⅳ】 経営基盤の安定****【取組Ⅳ-3】 経営改革による持続的で活力ある経営****法人全体**

- ・マネジメントシートによる業績評価制度や、上司と職員の面談制度を刷新することで、経営方針を組織に浸透させ、職員の経営参画意識を醸成するとともに、自組織と職員一人ひとりの役割や目標が明確となる仕組みを構築します。こうしたことにより、法人全体から各職場・職員に至るまでPDCAサイクルによる業務を遂行していきます。

**【経営目標Ⅴ】 運営体制と人材育成の強化****【取組Ⅴ-1】 計画的・総合的な人材の採用・育成・定着****法人全体**

- ・職員の採用、育成、評価、配置を有機的に関連させる総合的な人材マネジメントシステムの構築を検討します。
- ・若年者に対する事業団のイメージアップに繋がる情報発信、入職希望エントリーの実施等、年間を通じた採用PRを行います。
- ・外部の研修機関による、マネジメント力の強化のための管理職養成研修を計画的に導入する等、法人経営の核となる人材の育成に努めます。
- ・福祉系大学及び専門学校との協力体制の構築、福祉系学生のアルバイトの採用等により、障がいへの理解、福祉系職場への就職につなげます。
- ・各部と課を横断した協力体制を構築し、協力を通じて様々な業務を相互理解し、総



合的な人材育成と組織力の強化を図ります。

### 【経営目標Ⅴ】運営体制と人材育成の強化

#### 【取組Ⅴ-2】魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現

##### 法人全体

- ・職員が役員等幹部職員とコミュニケーションをとる機会、また、業務遂行の担い手である職員がアイデアを出し合い、職場全体で考える機会を設けて、改善を重ねることでモチベーションを高め、チームワークと組織の活性化、経営参画意識の醸成を図ります。
- ・業務の見直し、効率化、スリム化、職場環境の整備により職員の負担感を軽減するとともに、年次休暇をはじめとする休暇取得を促進する等、仕事と生活を両立できる働きやすい職場づくりを推進します。
- ・広報活動の充実・強化により、事業団の特色や活動状況等を広く発信することで、事業団の存在意義の理解促進や職員のやりがいにつなげます。
- ・令和5年度に事業団創立50周年を迎えることを、情報発信の好機と捉え、効果的な取組を検討・実施していきます。

##### いなば園

- ・働きやすい環境整備や業務改善について話し合えるよう、幹部職員とのコミュニケーションの機会を定期的に設定し、実施します。

##### 身障センター

- ・各部に業務改善担当者を配置し、業務改善の取組の成果や課題を運営会議で共有するとともに、各部で解決できない課題は法人全体で解決を図ります。

### 【経営目標Ⅴ】運営体制と人材育成の強化

#### 【取組Ⅴ-3】適切な処遇改善と安全で安心な職場環境づくり

##### 法人全体

- ・毎年度職員アンケート調査を実施し、職場環境の改善や職員満足度の向上につなげます。
- ・特定の職員に業務が偏らないよう分担し、職員間で協力し合える職場づくりを進めます。
- ・職員の定着や士気向上をはかるため、社会福祉充実計画に基づき、適切な処遇改善に努めます。
- ・相談窓口の周知、ストレスチェック、職員研修等によりメンタルヘルス向上、ハラスメント防止に積極的に努めます。
- ・衛生委員会の適正な運営等により、職員の健康障害や労働災害の防止、健康の保持増進に努めます。また、希望に応じて産業医に相談できるようにします。
- ・業務災害総合保険への加入、職員駐車場の防犯カメラの設置等により、職員が安心して業務に従事することができるようにします。

## 第5章 いなば園及び身障センターの経営

### 1 いなば園の経営

#### (1) 基本的考え方

- ア 利用者一人ひとりの人権を最優先し、その有する能力及び適性を尊重しながら、個別支援計画を中心に、それぞれのライフステージに応じた質の高いサービスを提供します。
- イ 社会環境の変化を常に意識し、利用者及び地域のニーズを先取りした事業展開を行い、健全経営と経営基盤強化を図ります。
- ウ 知的障がい者（児）のアセスメント及びモデル的な支援を行い、地域移行を推進していきます。また、積み上げ深めた支援技術の発信や助言等を行い、地域の中で求められる施設としての役割を果たします。

#### (2) 事業の具体的取組

##### ア 障害福祉サービス

障害者総合支援法のサービス体系による障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）を中心に知的障がい者への支援を行います。また児童福祉法のサービス体系である障害児福祉サービスを実施し地域の障がい児と家族の支援を行います。

種類	定員	事業所名
障害者支援施設(施設入所・生活介護)	120	すぎのき寮(40)
短期入所	空床型	かしのき寮(40)
日中一時支援	—	もみのき寮(40)
生活介護	11	多機能事業所「工房いなば」
就労継続支援B型	20	
生活介護	20	スマイルいなば
短期入所	10	
共同生活援助	23	ドリームハウス(4)
		レインボーハウス(4)
		ひだまりはうす(8)
		こもれびはうす(7)
福祉型障害児入所施設	30	くすのき寮
短期入所	空床型	
日中一時支援	—	
児童発達支援	10	多機能事業所「プリズム」
放課後等デイサービス		
特定相談・障害児相談	—	相談支援事業所「いなば」

## イ 診療所

診療所の運営を行い、利用者支援と在宅等の障がい者への医療サービスの提供を引き続き実施します。

診療科目	診療日
精神科	月・木曜、及び第2火曜、第2・4金曜
歯科	月・火・木曜
内科	第2・4火曜

## ウ その他の事業

1	地域の障がい児等支援体制機能強化事業（三重県障がい者就労安心事業・三重県重度障がい者等地域移行推進事業含む） ・市町が進める児童発達支援体制づくりにおいて、障害児入所施設の「発達支援の専門性」や「地域支援機能」を活かした取組を連携させていく事で、地域における障がい児等支援拠点（児童発達支援センター等）の整備を促進するとともに、その機能の拡充・強化を図り、事業終了後も児童福祉支援の専門性を地域に発信します。 ・施設から一般就労を希望する者に、退所後も施設職員が支援を継続し、就労促進、定着を図ります。
2	伊賀市障害者相談支援事業 伊賀市障害者相談支援センターに職員を派遣し、地域で暮らす障がい者、家族の相談支援を行い、地域の福祉サービスの充実を図ります。
3	みえ福祉の「わ」創造事業 既存の制度では支援が受けられない、あるいは制度の狭間にあって支援が受けられない方を支援するために、三重県内の社会福祉法人が協働して地域公益活動としての支援事業を実施します。

## エ 地域貢献

積極的なボランティアの受入れや各大学、社会福祉士・介護福祉士・保育士養成学校等からの実習生受入れ等、福祉人材の育成に積極的に取り組み、各種団体の見学や体験利用等の希望に丁寧に対応します。

地域における公益的な活動として、在宅障がい児・者の精神科診療・歯科診療を行い、地域のニーズに応えます。あわせて、地域行事や事業団主催行事における地域住民との交流を積極的に進めるとともに、大規模地震等の非常災害が発生した場合には、福祉避難所として地域住民の安全確保に貢献するなど、地域に密着した福祉活動を行ないます。

関係機関からの要請に応じ、県の自立支援協議会での人材育成、津市自立支援協議会への参加、各種審査会委員、音楽療法士や研修講師等の派遣を行います。

地域生活支援拠点事業に積極的に取り組み、地域の拠点となる信頼される施設サービスを行います。

地域住民に期待され信頼される施設となるよう、榊原の地域振興を考える会に

委員として参加し、会議をとおり施設機能を紹介し、観光農園での農産品や創作作品販売に積極的に参加します。また、地域住民が地元の医療機関として診療所を利用できるようPRを図ります。

(3) 達成目標

項目	種類	目標値
施設入所の利用率	成人(すぎのき寮・かしのき寮・もみのき寮)	97%
	児童(くすのき寮)	95%
日中活動の利用率	成人(すぎのき寮・かしのき寮・もみのき寮)	97%
	通所(工房いなば)	93%
	通所(スマイルいなば)	85%
	児童通所(プリズム)	93%
短期入所利用日数	成人(すぎのき寮・かしのき寮・もみのき寮)	350日/年 (実人数20人/年)
	児童(くすのき寮)	30日/年 (実人数10人/年)
	スマイルいなば	3,200日/年 (実人数55人/年)
グループホームの利用率	ドリームハウス	99%
計画相談契約件数	相談支援いなば	500件/年
診療所の利用者数	三重県いなば園診療所	3,300人/年

(4) いなば園の施設再整備

いなば園は平成28年度から令和2年度にかけて、グループホームの建て替え、もみのき寮とかしのき寮の2寮の浴室改修、スマイルいなば・かしのき寮へのシェルター延長工事を行ったところですが、浄化槽、外溝、管理棟の設備建物の老朽化に伴う改修と、グループホーム利用希望者の増加に伴う新築のニーズがあるため、令和3年度から令和7年度までの5か年、サービスの拡充と施設の再整備計画に沿った改修を継続します。

いなば園の再整備年度計画

年度	整備内容
令和3年度	高架水槽撤去及び送水設備新設
令和4年度	グループホーム新築、浄化槽改修(設計)
令和5年度	工房生活介護棟新築、浄化槽改修(施工) 外溝(排水路)改修
令和7年度	管理棟改修(設計)(施工は令和8年度)

サービスの拡充

\* 今後、グループホームでは日中活動支援のニーズが想定されるため、日中活動支援サービスの開設を検討します。

\* 就労継続が困難者への支援ニーズが高いことから、就労支援のサービスの幅

を広げ、地域に信頼されリードする事業所を目指します。

- \*児童発達支援及び放課後デイサービスにおいて医療的ケア児支援のニーズに対応できるよう専門性を生かした支援を継続します。

#### 施設の再整備

- \*高架水槽撤去及び送水設備新設

築40年以上が経過し、設備の老朽化と震災時の倒壊の恐れがあるため、現状の高架水槽を撤去し、送水設備を新設します。

- \*共同生活援助（グループホーム）新築

いなば園内外の利用者のニーズに沿って新築します。

- \*浄化槽改修

浄化槽設備の経年劣化と大雨時の水没による不具合が見られるため、改修をします。

- \*外溝（排水路）改修

排水経路設備の崩落や勾配のずれが生じ、トイレの詰まり等利用者の生活に不具合が出てきているため、経路の調査と改修を行います。

- \*工房生活介護棟新築

グループホームの新築に伴って、利用者の増員が見込まれ、現在の生活介護棟が手狭になるため、新築します。

- \*管理棟改修

各寮舎と同じ時期に建設され、老朽化に伴う劣化現象が多く見られるため、全面改修します。

## 2 身障センターの経営

三重県との協定に基づく指定管理業務を中心に、県が目指す施策の実現に寄与するため、次の取組を行います。

### (1) 基本的考え方

- ア 多様な障害福祉サービス等を提供する施設の特徴を生かし、障がい者の多様なニーズに応じたリハビリテーションを提供することで、早期の地域生活への移行及び地域生活の支援を行います。
- イ 質の高いリハビリテーションサービスの提供に加え、障がい者の自己決定を尊重するとともに、障がい者が持つ本来の力を発揮し、社会のあらゆる活動に参加できるための支援を行います。
- ウ 障がい者の自立と社会参加を促進し、県民の障がいに対する理解を深めるため、障がい者スポーツを推進します。
- エ 身障センターで培ったノウハウを県内全域に普及するとともに、積極的に地域との連携を図ります。

### (2) 事業の具体的取組

#### ア 障害者支援施設

障害者総合支援法に基づく障害者支援施設では、肢体等に障がいのある方に、一人ひとりのニーズに合わせた質の高いリハビリテーションを提供し、社会の一員として積極的に社会参加を果たせるよう支援しています。

機能回復を目的とした「医学的リハビリテーション」、社会生活力向上のための「社会リハビリテーション」、復職や新規就労を目的とした「職業リハビリテーション」を実施し、積極的に社会復帰を目指します。

日中活動		施設入所支援
自立訓練(機能訓練)	60名	日中活動の中で40名の方が入所
自立訓練(生活訓練)		
就労移行支援		
生活介護		

※短期入所事業【併設型2名】【空床型】

#### <高次脳機能障がい者への支援>

平成13年に厚生労働省による高次脳機能障害支援モデル事業が開始され、当時から事業団は、身障センターにおいてこの事業に参画してきました。現在は、高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業において、相談支援機関として三重県の中心的役割を継続して担っています。

今後も同事業を積極的に受託し、培った専門的援助技術、支援ノウハウなどを相談支援や障害者支援施設での訓練・支援に生かし、高次脳機能障がい者支援の拡充を図ります。

## イ 身体障害者福祉センターA型

各種相談の実施、リハビリテーションの実施、障がい者スポーツの推進、宿泊室の運営や研修事業を実施する施設です。身障センターは、特にリハビリテーションと障がい者スポーツの分野では県内の先駆的役割を果たし、ノウハウ、機関・人材ネットワークを構築してきました。今後とも、医療と福祉が連携し、利用者からの多様なニーズに応えられる事業展開を図ります。

### (ア) 各種相談の実施

身体障がい者に対するサービスの一環として、各種相談に応じます。引き続き、様々な専門的援助技術を用い、身障センター内の障害者支援施設、診療所、障がい者スポーツ担当等の各部署が横断的に協力・連携します。

### (イ) リハビリテーションの実施

医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を有する診療所を運営し、さまざまな障がいのある方に対して、医療保険、介護保険におけるリハビリテーションを実施します。

また、地域リハビリテーションの理念に基づき、かかりつけ医や介護保険事業所、地域包括支援センター及び県・市町と連携し、自立と社会参加が可能になるよう支援します。医療・介護リハビリテーションサービスを包括的に提供することで、医療保険から介護保険への円滑な移行を行うことにより、切れ目のないリハビリテーションを提供するとともに、福祉用具や自助具、環境整備の相談に対応します。

#### ◆リハビリテーション診療所の業務内容

- ・医療保険サービス：外来通院リハビリテーション
- ・介護保険サービス：通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション  
訪問リハビリテーション  
居宅介護支援

### (ウ) 障がい者スポーツの推進

障がい者スポーツを推進することは、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するだけでなく、県民の障がいに対する理解を深めることにつながります。

令和3年度の東京パラリンピックや三重とこわか大会の開催に向けた準備が進む中、障がい者スポーツの機運が高まってきており、各地で障がい者スポーツに関する教室やイベントが実施されています。

これらを契機として、次のような取組により障がい者スポーツをさらに推進していきます。

◆障がい者スポーツの推進に関する業務内容

- ・障がい者スポーツ指導員の養成（初級-毎年1回、中級-5年間で2回）
- ・身障センターにおける定期的な障がい者スポーツ教室の開催（週2回）
- ・運動施設（グラウンド・テニスコート・体育館）の運営管理
- ・全国障害者スポーツ大会への選手派遣
- ・三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭の開催

(エ) その他の業務

- ・宿泊施設の運営
- ・リフトバスの有効活用等
- ・福祉用具製品化支援事業の実施
- ・センター全体の普及啓発
- ・実習生及びボランティアの受入れ

ウ 三重とこわか大会のレガシー（成果）を生かした取組

令和3年度の全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」の開催による成果やノウハウ、機運の高まりを、障がい者スポーツを通じた障がい者の自立と社会参加につなげるとともに、積極的に地域に還元していきます。

(ア) 成果・ノウハウを生かした取組

- ・障がい者スポーツ選手・団体・選手の育成・強化
- ・全国障害者スポーツ大会ブロック予選会の誘致・開催、選手の派遣
- ・障がい者スポーツ指導員ステップアップ研修

(イ) 機運の高まりを生かした取組

- ・障がい者スポーツの普及・啓発
- ・障がい者スポーツ教室等の地域での開催
- ・市町社会福祉協議会や特別支援学校等と連携した取組

エ 地域貢献

実習生やボランティアの受入れは、三重県における県民の障がいに対する理解促進や次世代育成に大きな意義があると考えています。各大学・専門学校からの要請に応じて実習生を受け入れるとともに、「障害者支援施設」や「障がい者スポーツ大会」、「障がい者スポーツ教室」等をボランティアの活動の場として活用する他、地域の中学校の職場体験も受け入れます。

行政機関、教育機関等からの依頼により、社会福祉士、作業療法士、公認心理師、障がい者スポーツ指導員等の資格を有する職員を研修会講師として派遣しま



す。また、障害者総合支援法に基づく障害支援区分の判定等を行う際の審査会委員への職員の派遣等を行います。

大規模地震の非常災害が発生した場合には、地域住民の一時避難場所として施設を開放し、地域住民の安全・安心を確保します。

(3) 達成目標（指定管理業務を含む）

障害者支援施設	施設入所の利用率	90%
	日中活動系サービスの利用率	80%
	地域生活移行率 (地域生活移行者数/退所者数)	50%
身体障害者福祉 センターA型	リハビリテーションの実施件数	5,300 件/年
	障がい者スポーツ大会・スポレク祭参加者数	3,500 名/年
	地域からの要請により開催する 障がい者スポーツ教室等の回数	50件/年
	福祉用具相談指導件数	350 件/年

この目標を達成するために、ホームページ等を活用して行事等の情報発信を行う他、障害者支援施設では、各種パンフレットやポスターの作成、病院等への継続的な訪問、情報処理検定資格取得等の特色のある訓練プログラムの充実などにより、利用率の向上を図ります。

## 第6章 第六次中期経営計画の実現に向けて

### 1 中期経営計画の進行管理

「第六次中期経営計画」の推進にあたっては、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、常に利用者や地域社会など当法人にとっての顧客に成果が届いているかを意識しながら、経営目標達成に向けた的確な進行管理に努めます。

#### ① 計画（PLAN）

「第六次中期経営計画」に基づく年次計画として、理事長と常勤理事は「マネジメントシート」を作成し、当該年度の目標やアクションプランを明確にします。次長・部長、課長・寮長は、各理事の掲げる目標達成に向けて、自身のマネジメント方針や所管する取組の目標等を定め、「組織マネジメントシート」を作成し、各組織において内容を共有します。

#### ② 実行（DO）

次長・部長、課長・寮長は、各組織において、マネジメント方針を具体的に展開します。

#### ③ 評価（CHECK）

半年ごとに取組等の進捗状況について評価を行います。中間評価においては上半期の、期末評価においては年間の取組について、成果と残された課題を整理します。

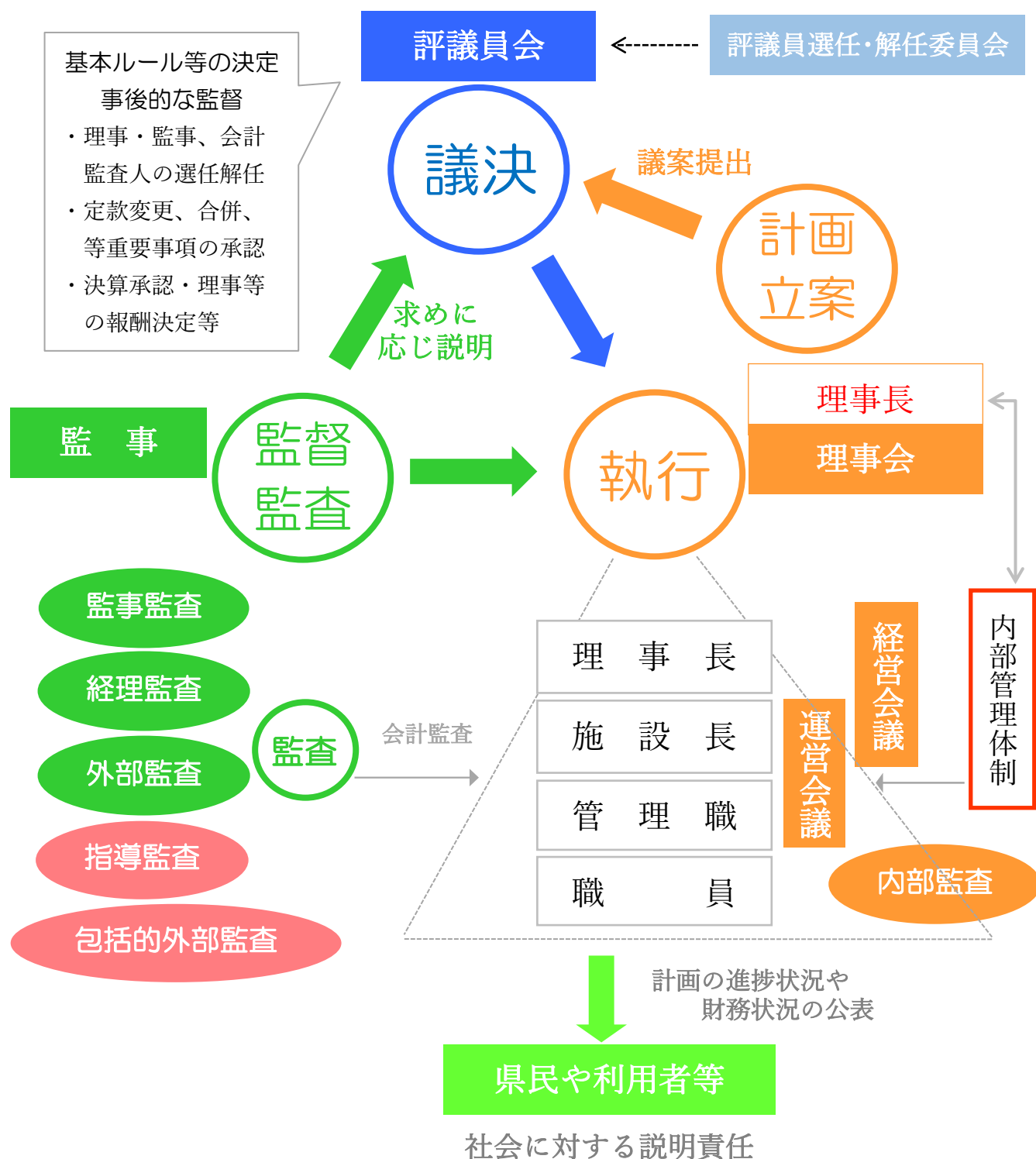
#### ④ 改善（ACT）

評価によって明らかになった取組等の成果や課題、今後の取組方向については、中間評価にあっては下半期の取組に、期末評価にあっては翌年度のマネジメントシートに反映し、取組方針を組織として共有しながら、目標の達成に向けた取組を推進します。

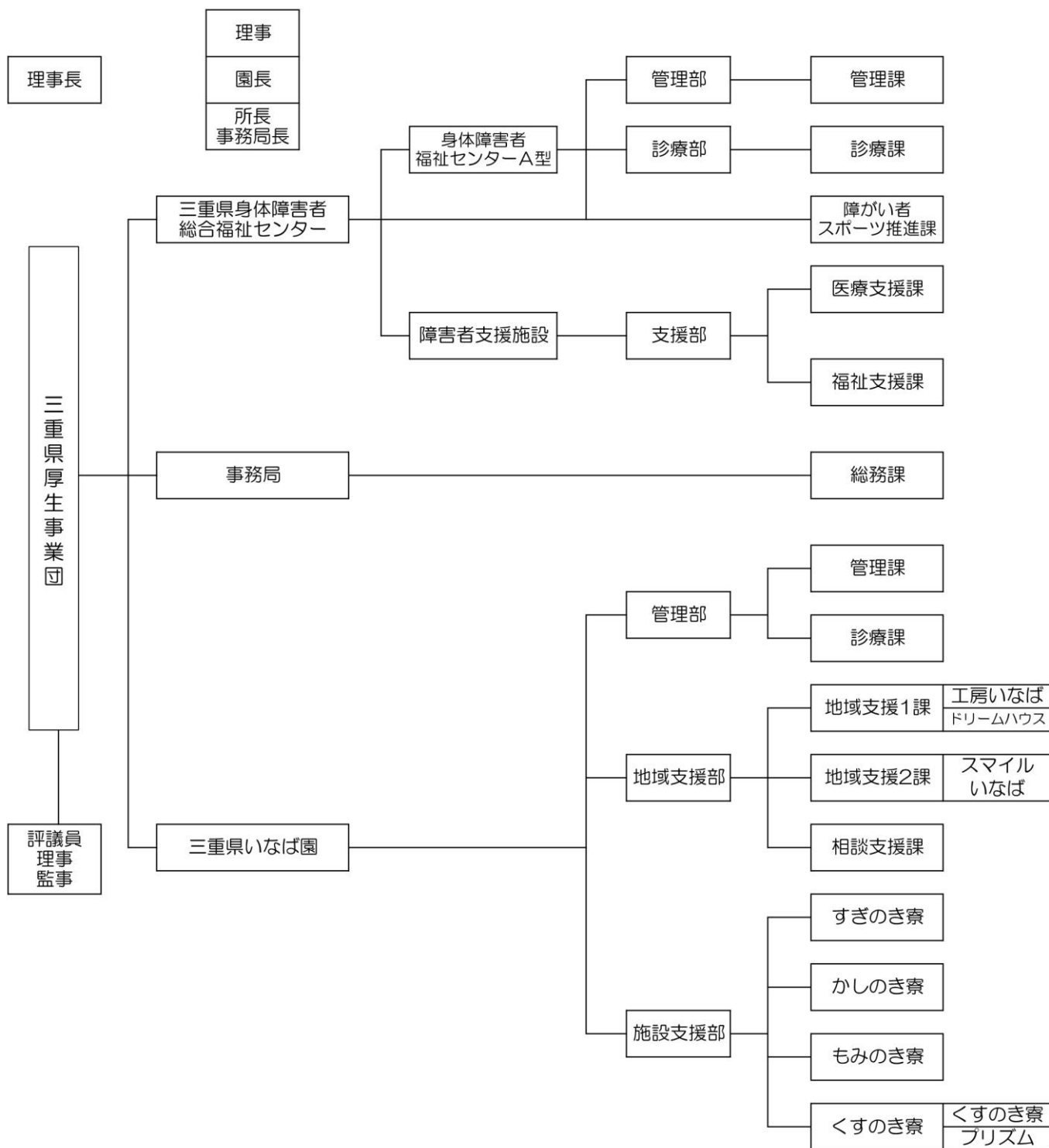
各年度の取組については、マネジメントシートをもとに、「事業計画」、「事業報告」として取りまとめ、評議員会及び理事会において説明するとともに、事業団のホームページにおいて公表します。

## 2 中期経営計画の推進体制

社会福祉法人制度改革では、「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」等が強く求められています。事業団はこうした社会福祉法人としての責務を果たしながら、適正な体制のもと、常勤理事で構成し法人本部に設置する経営会議、各施設長と管理職により構成する運営会議を中心に計画を推進していきます。



### 3 令和3年度組織図



## これまでの中期経営計画とその時代をふりかえって

平成9年度～14年度	目的を人件費以外の経費（管理費・事業費）について県費のつぎたし補助をなくすこととし、職員（現一般職）の定年退職者は、原則不補充とし、臨時職員（現専門員）に切り換えるとした。
<b>第一次経営健全化計画</b>	

【この期間の主な成果等】県の行政システム改革に沿って、平成10年9月採用者を最後に、支援員の一般職採用を停止。10月の新聞に県外郭団体見直しの記事。12年度に「三重県外郭団体経営評価」（現「県出資法人団体自己評価」）が開始に。12年3月に「三重県いなば園のあり方検討会報告書」を作成。近隣に開設した入所施設に15年4月から一部利用者が移行（同伴は14年12月の「『三重県外郭団体改革方針』団体別改革案 補足説明資料」に、いなば園規模縮小への取組として記載）。14年3月に特別養護老人ホーム明星園（100床）を県が民間に譲渡し、事業団の運営としては廃止。「職員退職優遇措置」による14年度末の勧奨退職者を募集。

平成15年度～17年度	誰からも「地域で生活できてよかったね」といわれる施設づくり、「全員が心と力をつにした経営改革（改善）」の実現を計画の意義とし、平成15年4月の給与制度の見直しを明記。新たなマネジメントシステム「バランススコアカード」による経営改革として「財務の視点」など4つの視点から経営健全化の成果目標を明確にした。現行の「職員行動指針」を掲載。
<b>第二次経営健全化計画</b>	

【この期間の主な成果等】平成15年4月に一般職の給与を平均10%削減。同10月にいなば園成人3寮の定員を各50名から40名に変更。19年11月にくすのき寮の定員を50名から40名に変更。15年度に身障センター生活援助棟の入所利用率が101%に。17年度末に生活援助棟改修工事のため一部閉鎖。17年度末で「職員退職優遇措置」終了。

平成18年度～22年度	今後の課題に一層の経営の効率化、いなば園の地域生活移行率目標未達成など記載。基本方針・基本目標とも「経営基盤の充実」を最初に挙げている。達成目標にいなば園成人3寮利用率96%、身障センター生活援助棟入所利用率96%など設定。身障センターの「総合的基本方針」として「私たちは、県民の『活動』と『参加』を支援します」とある。
<b>第三次中期経営計画</b>	

【この期間の主な成果等】平成18年4月にいなば園が県から無償譲渡され自主経営に、身障センターが指定管理者制度に移行。一般職の給料月額を18.4%削減（激変緩和措置あり）。18年度に身障センター生活援助棟の定員を入所50名・通所9名・通所療護4名から入所40名・通所19名に変更。19年度にいなば園に「地域支援グループ」（グループ＝現課・寮）を新設し、「工房いなば」「ひだまりはうす」を開設。21年10月にくすのき寮の定員を30名に変更。人事考課のトライアルを19年度下半期に管理職を対象に、21年度上半期に全一般職を対象に開始。21年度に「福祉・介護人材処遇改善事業助成金」（現「福祉・介護職員処遇改善加算」）の制度が始まり、3月賞与の支給を開始。22年4月に支援員の一般職採用を再開。当5年間の身障センターの収支は順調で次期5年間のために3,600万円を積立て。

平成23年度～27年度	基本方針・基本目標とも「経営基盤の充実」を最初に記載。達成目標としていなば園成人3寮利用率97%、身障センター生活援助棟入所利用率96%など設定。4寮のうち1寮新築により空寮となる「旧かしのき寮」活用を「いなば園あり方検討会」で検討する旨記載、施設整備等積立金、人件費積立金を準備。「(人事)考課結果の人事給与への反映を効果的に行います」と記載。
<b>第四次中期経営計画</b>	

【この期間の主な成果等】平成23年4月にいなば園「くすのき寮」新築竣工、5月に「プリズム」を開設。24年から26年にかけて成人3寮増改築竣工。23年度に身障センター生活援助棟の通所定員を20名に変更。23年度に全一般職が前年度比で昇給に転じた。24年度から3月賞与を人事考課に基づき支給。同年度に専門員の「経験給」を新設。25年度に身障センターに「地域支援課」を新設、27年度に「障がい者スポーツ推進課」に改称。25年度に身障センター生活援助棟で「入所率アップ会議」を開始。26年度にいなば園に「相談支援課」を新設。資格取得奨励金を新設。

平成28年度～令和2年度	基本方針・基本目標とも「利用者に選ばれる質の高いサービスの提供」を最初に記載。「組織の活性化」に「職員の処遇改善」を記載。達成目標としていなば園成人3寮利用率97%、児童90%、身障センター生活援助棟日中活動利用率80%など設定。いなば園再整備計画（グループホーム新築、作業棟・訓練棟・管理棟改修）を記載。
<b>第五次中期経営計画</b>	

【この期間の主な成果等】第四次中期経営計画にある「旧かしのき寮」活用として、平成28年4月にいなば園に「スマイルいなば」を開設、29年2月に「こもれびはうす」新築竣工、作業棟改築竣工。30年2月に訓練棟改築竣工。28年度に「専任職」を新設。29年8月から福祉手当、専任職の賞与増、資格手当の増額など職員の処遇改善を実施。30年度に専任職及び専門員の「経験給」を1年増。社会福祉法人制度改革により、29年度に評議員会・理事会の体制が変更。屋内開催の「県ふれあいスポレク祭」が令和元年度に悪天候の影響で初の中止に。令和2年初め頃からの全国的な新型コロナウイルス感染拡大により、行事の縮小開催や中止、通所利用減等があり、一部目標値未達成の要因に。

<SDGsを通じた社会貢献>

MIE SOCIAL WELFARE CORPORATION  
三重県厚生事業団

『SDGs』を通じて、社会貢献を果たす

“誰も置き去りにしない”(No one will be left behind)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（持続可能な開発目標）は、日本政府を含む国際社会が合意した、2016年から2030年までの国際的な開発目標で、グローバルな目標です。「No one will be left behind（誰も置き去りにしない）」をキーワードに、17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成されています。17の目標にはターゲットで障害・障害者に言及しているものがある他、事業団の取組はすべての目標とつながっています。私たちも、SDGsを理解して中期経営計画を推進していくことが重要となります。

SDGsの目標と関連する事業団の活動例



- …就労支援の実施
  - ・就労移行支援（身障センター）
  - ・就労継続支援B型（工房いなば）
- …障がい者雇用の維持

3 すべての人に  
健康と福祉を



- …障害福祉サービス等の実施、診療所の運営
  - ・いなば園 ・身障センター
- …介護保険サービスの実施
  - ・身障センター

4 質の高い教育を  
みんなに



- 学校等に通う子どもへの支援の実施……………
- ・福祉型障害児入所施設（くすのき寮）
- ・児童発達支援、放課後等デイサービス（プリズム）

8 働きがいも  
経済成長も



- …魅力とやりがいにあふれる職場環境の実現
- …適切な処遇改善と安全で安心な職場環境づくり
- …法定雇用率を上回る障がい者雇用の維持

10 人や国の不平等  
をなくそう



- 人権や権利擁護、虐待防止をテーマとした研修の実施……………
- 県民の障がいに対する正しい理解の促進のための情報発信……………

11 住み続けられる  
まちづくりを



- …地域共生社会の実現に向けた公益的な取組
- …「開かれた施設」としての地域交流や広報
- …在宅サービスの提供
  - ・共同生活援助（ドリームハウス）
  - ・各種通所・通院サービス

16 平和と公正を  
すべての人に



- 経営の透明性の確保……………
- ・計算関係書類、役員報酬基準等の積極的な公表
- ・外部監査、会計監査の受審

17 パートナシップで  
目標を達成しよう



- …行政や地域と連携した障がい者支援
- …専門的な知識や技術を有する職員の講師等派遣
- …教育機関等からの実習生、ボランティア受入れ

記載した活動は例であり、それぞれの業務がSDGsのどの目標やターゲットにつながり、貢献できるのかを、職員一人ひとりが考え、意識していくことが大切だと考えます。

SDGs 17の目標 検索





中期経営計画

社会福祉法人 三重県厚生事業団

(単位:円)

勘定科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業活動による収支	収入					
	介護保険事業収入	11,460,000	12,060,000	12,060,000	12,060,000	12,060,000
	児童福祉事業収入	142,653,000	142,653,000	142,653,000	142,653,000	142,653,000
	就労支援事業収入	4,272,000	4,972,000	5,252,000	5,332,000	5,372,000
	障害福祉サービス等事業収入	1,593,689,000	1,558,689,000	1,588,089,000	1,596,489,000	1,600,689,000
	医療事業収入	21,615,000	21,615,000	21,615,000	21,615,000	21,615,000
	その他の事業収入	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
	経常経費寄附金収入	0	0	0	0	0
	受取利息配当金収入	469,000	469,000	469,000	469,000	469,000
	その他の収入	12,553,000	21,409,000	21,409,000	21,409,000	21,409,000
	事業活動収入計(1)	1,788,111,000	1,763,267,000	1,792,947,000	1,801,427,000	1,805,667,000
支出						
人件費支出	1,131,702,000	1,168,193,000	1,198,093,000	1,201,593,000	1,201,793,000	
事業費支出	214,060,000	229,060,000	234,010,000	234,560,000	234,560,000	
事務費支出	216,575,000	209,175,000	213,225,000	211,675,000	211,675,000	
就労支援事業支出	6,053,000	6,753,000	7,653,000	7,753,000	7,753,000	
その他の支出	1,139,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	
事業活動支出計(2)	1,569,529,000	1,614,981,000	1,654,781,000	1,657,381,000	1,657,581,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	218,582,000	148,286,000	138,166,000	144,046,000	148,086,000	
施設整備等による収支	収入					
	施設整備等補助金収入	0	0	0	0	0
	固定資産売却収入	55,994,000	0	0	0	0
	施設整備等収入計(4)	55,994,000	0	0	0	0
	支出					
固定資産取得支出	171,418,000	191,224,000	299,404,000	61,584,000	72,524,000	
固定資産除却・破棄支出	13,200,000	0	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	184,618,000	191,224,000	299,404,000	61,584,000	72,524,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 128,624,000	△ 191,224,000	△ 299,404,000	△ 61,584,000	△ 72,524,000	
その他の活動による収支	収入					
	積立資産取崩収入	0	125,000,000	243,500,000	0	7,000,000
	事業区分間繰入金収入	7,386,000	7,386,000	7,386,000	7,386,000	7,386,000
	拠点区分間繰入金収入	40,216,000	42,416,000	42,616,000	40,816,000	41,016,000
	その他の活動による収入	5,103,000	13,199,000	13,199,000	13,199,000	13,199,000
	その他の活動収入計(7)	52,705,000	188,001,000	306,701,000	61,401,000	68,601,000
	支出					
	積立資産支出	85,000,000	85,000,000	85,000,000	85,000,000	85,000,000
	事業区分間繰入金支出	7,386,000	7,386,000	7,386,000	7,386,000	7,386,000
	拠点区分間繰入金支出	40,216,000	42,416,000	42,616,000	40,816,000	41,016,000
その他の活動による支出	10,061,000	10,261,000	10,461,000	10,661,000	10,761,000	
その他の活動支出計(8)	142,663,000	145,063,000	145,463,000	143,863,000	144,163,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 89,958,000	42,938,000	161,238,000	△ 82,462,000	△ 75,562,000	
予備費支出(10)						
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	1,091,640,270	1,091,640,270	1,091,640,270	1,091,640,270	1,091,640,270	
当期末支払資金残高(11)+(12)	1,091,640,270	1,091,640,270	1,091,640,270	1,091,640,270	1,091,640,270	

中期経営計画

法人本部

(単位:円)

勘定科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業活動による収支	収入					
	介護保険事業収入	0	0	0	0	0
	児童福祉事業収入	0	0	0	0	0
	就労支援事業収入	0	0	0	0	0
	障害福祉サービス等事業収入	0	0	0	0	0
	医療事業収入	0	0	0	0	0
	その他の事業収入	0	0	0	0	0
	経常経費寄附金収入	0	0	0	0	0
	受取利息配当金収入	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	その他の収入	3,350,000	12,206,000	12,206,000	12,206,000	12,206,000
	事業活動収入計(1)	3,352,000	12,208,000	12,208,000	12,208,000	12,208,000
支出						
人件費支出	41,375,000	57,866,000	58,066,000	58,266,000	58,466,000	
事業費支出	923,000	923,000	923,000	923,000	923,000	
事務費支出	5,618,000	7,618,000	7,618,000	5,618,000	5,618,000	
就労支援事業支出	0	0	0	0	0	
その他の支出	339,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
事業活動支出計(2)	48,255,000	67,407,000	67,607,000	65,807,000	66,007,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 44,903,000	△ 55,199,000	△ 55,399,000	△ 53,599,000	△ 53,799,000	
施設整備等による収支	収入					
	施設整備等補助金収入	0	0	0	0	0
	固定資産売却収入	0	0	0	0	0
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0
	支出					
固定資産取得支出	0	0	0	0	0	
固定資産除却・破棄支出	0	0	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	0	0	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	0	0	
その他の活動による収支	収入					
	積立資産取崩収入	0	0	0	0	0
	事業区分間繰入金収入	0	0	0	0	0
	拠点区分間繰入金収入	40,216,000	42,416,000	42,616,000	40,816,000	41,016,000
	その他の活動による収入	4,904,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000	13,000,000
	その他の活動収入計(7)	45,120,000	55,416,000	55,616,000	53,816,000	54,016,000
	支出					
	積立資産支出	0	0	0	0	0
	事業区分間繰入金支出	0	0	0	0	0
	拠点区分間繰入金支出	0	0	0	0	0
その他の活動による支出	217,000	217,000	217,000	217,000	217,000	
その他の活動支出計(8)	217,000	217,000	217,000	217,000	217,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	44,903,000	55,199,000	55,399,000	53,599,000	53,799,000	
予備費支出(10)	—	—	—	—	—	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	78,285,923	78,285,923	78,285,923	78,285,923	78,285,923	
当期末支払資金残高(11)+(12)	78,285,923	78,285,923	78,285,923	78,285,923	78,285,923	

中期経営計画

三重県いなば園

(単位:円)

勘定科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業活動による収支	収入					
	介護保険事業収入	0	0	0	0	0
	児童福祉事業収入	142,653,000	142,653,000	142,653,000	142,653,000	142,653,000
	就労支援事業収入	4,272,000	4,972,000	5,252,000	5,332,000	5,372,000
	障害福祉サービス等事業収入	1,171,330,000	1,171,330,000	1,200,730,000	1,209,130,000	1,213,330,000
	医療事業収入	12,615,000	12,615,000	12,615,000	12,615,000	12,615,000
	その他の事業収入	0	0	0	0	0
	経常経費寄附金収入	0	0	0	0	0
	受取利息配当金収入	467,000	467,000	467,000	467,000	467,000
	その他の収入	6,825,000	6,825,000	6,825,000	6,825,000	6,825,000
	事業活動収入計(1)	1,338,162,000	1,338,862,000	1,368,542,000	1,377,022,000	1,381,262,000
支出						
人件費支出	821,118,000	841,118,000	870,818,000	874,118,000	874,118,000	
事業費支出	153,232,000	173,232,000	178,182,000	178,732,000	178,732,000	
事務費支出	101,716,000	121,716,000	125,766,000	126,216,000	126,216,000	
就労支援事業支出	6,053,000	6,753,000	7,653,000	7,753,000	7,753,000	
その他の支出	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	
事業活動支出計(2)	1,082,919,000	1,143,619,000	1,183,219,000	1,187,619,000	1,187,619,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	255,243,000	195,243,000	185,323,000	189,403,000	193,643,000	
施設整備等による収支	収入					
	施設整備等補助金収入	0	0	0	0	0
	固定資産売却収入	55,994,000	0	0	0	0
	施設整備等収入計(4)	55,994,000	0	0	0	0
	支出					
固定資産取得支出	171,418,000	191,224,000	299,404,000	61,584,000	72,524,000	
固定資産除却・破棄支出	13,200,000	0	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	184,618,000	191,224,000	299,404,000	61,584,000	72,524,000	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 128,624,000	△ 191,224,000	△ 299,404,000	△ 61,584,000	△ 72,524,000	
その他の活動による収支	収入					
	積立資産取崩収入	0	125,000,000	243,500,000	0	7,000,000
	事業区分間繰入金収入	2,565,000	2,565,000	2,565,000	2,565,000	2,565,000
	拠点区分間繰入金収入	0	0	0	0	0
	その他の活動による収入	0	0	0	0	0
	その他の活動収入計(7)	2,565,000	127,565,000	246,065,000	2,565,000	9,565,000
	支出					
	積立資産支出	85,000,000	85,000,000	85,000,000	85,000,000	85,000,000
	事業区分間繰入金支出	4,565,000	4,565,000	4,565,000	4,565,000	4,565,000
	拠点区分間繰入金支出	32,176,000	34,376,000	34,576,000	32,776,000	32,976,000
その他の活動による支出	7,443,000	7,643,000	7,843,000	8,043,000	8,143,000	
その他の活動支出計(8)	129,184,000	131,584,000	131,984,000	130,384,000	130,684,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 126,619,000	△ 4,019,000	114,081,000	△ 127,819,000	△ 121,119,000	
予備費支出(10)	—	—	—	—	—	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	936,806,829	936,806,829	936,806,829	936,806,829	936,806,829	
当期末支払資金残高(11)+(12)	936,806,829	936,806,829	936,806,829	936,806,829	936,806,829	

中期経営計画

三重県身体障害者総合福祉センター

(単位:円)

勘定科目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業活動による収支	収入					
	介護保険事業収入	11,460,000	12,060,000	12,060,000	12,060,000	12,060,000
	児童福祉事業収入	0	0	0	0	0
	就労支援事業収入	0	0	0	0	0
	障害福祉サービス等事業収入	422,359,000	387,359,000	387,359,000	387,359,000	387,359,000
	医療事業収入	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000
	その他の事業収入	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
	経常経費寄附金収入	0	0	0	0	0
	受取利息配当金収入	0	0	0	0	0
	その他の収入	2,378,000	2,378,000	2,378,000	2,378,000	2,378,000
	事業活動収入計(1)	446,597,000	412,197,000	412,197,000	412,197,000	412,197,000
支出						
人件費支出	269,209,000	269,209,000	269,209,000	269,209,000	269,209,000	
事業費支出	59,905,000	54,905,000	54,905,000	54,905,000	54,905,000	
事務費支出	109,241,000	79,841,000	79,841,000	79,841,000	79,841,000	
就労支援事業支出	0	0	0	0	0	
その他の支出	0	0	0	0	0	
事業活動支出計(2)	438,355,000	403,955,000	403,955,000	403,955,000	403,955,000	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	8,242,000	8,242,000	8,242,000	8,242,000	8,242,000	
施設整備等による収支	収入					
	施設整備等補助金収入	0	0	0	0	0
	固定資産売却収入	0	0	0	0	0
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0
	支出					
固定資産取得支出	0	0	0	0	0	
固定資産除却・破棄支出	0	0	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	0	0	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	0	0	
その他の活動による収支	収入					
	積立資産取崩収入	0	0	0	0	0
	事業区分間繰入金収入	4,821,000	4,821,000	4,821,000	4,821,000	4,821,000
	拠点区分間繰入金収入	0	0	0	0	0
	その他の活動による収入	199,000	199,000	199,000	199,000	199,000
	その他の活動収入計(7)	5,020,000	5,020,000	5,020,000	5,020,000	5,020,000
	支出					
	積立資産支出	0	0	0	0	0
	事業区分間繰入金支出	2,821,000	2,821,000	2,821,000	2,821,000	2,821,000
	拠点区分間繰入金支出	8,040,000	8,040,000	8,040,000	8,040,000	8,040,000
その他の活動による支出	2,401,000	2,401,000	2,401,000	2,401,000	2,401,000	
その他の活動支出計(8)	13,262,000	13,262,000	13,262,000	13,262,000	13,262,000	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 8,242,000	△ 8,242,000	△ 8,242,000	△ 8,242,000	△ 8,242,000	
予備費支出(10)	—	—	—	—	—	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	76,547,518	76,547,518	76,547,518	76,547,518	76,547,518	
当期末支払資金残高(11)+(12)	76,547,518	76,547,518	76,547,518	76,547,518	76,547,518	